破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３６４号

横浜市緑区中山町322番地４　ＩＴＭ　407号
債務者　島口　　智
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５９８号

横浜市青葉区荏田北１丁目２番地１　プラットフォーム207、前住所東京都江戸川区東葛西５丁目15番17―402号　フローラル東葛西Ｖ
債務者　福田　笑子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８０号

大津市苗鹿２丁目10番15号、前住所大津市下阪本３丁目５番24号
債務者　林田　　登
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１００号

大津市稲津２丁目13番11号
債務者　下井　　直
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉木　昌美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０２号

大津市衣川２丁目４―21、住民票上の住所大津市堅田１丁目16番21―６号
債務者　野間かおり
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三田村　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１６６号

大阪市住之江区御崎７丁目15番２号　アミティ住之江　403
債務者　中川　潤治
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７８号

岡山市南区藤田647番地82　グローリーハウス的場Ａ202、旧住所岡山市北区田町２丁目13番14号　301
債務者　藤井　貴之
1　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　徳秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６１号

高知市一ツ橋町２丁目74番地　サンビレッジ一ツ橋Ａ棟101
債務者　松本由美子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　宗佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１０１号

大分県別府市大字鶴見2766番地　ミラコスタ宮島402号
債務者　高田由子こと　ＫＯ　ＹＵＪＡ　高　由子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４７０号

横浜市神奈川区六角橋６丁目17番22―410号
債務者　飯島　繁樹
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜垣　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３３７号

京都市上京区東堀川通上長者町下る二町目22番地９　ファミール上長者町501号
債務者　藤原照久こと　張　　傭奎
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２５号

京都市伏見区深草西川原町23番地９
債務者　松田　淳子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　宏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４０６号

名古屋市西区宝地町63番地　マストタウン宝地　Ｂ棟202号、住民票上の住所名古屋市西区宝地町63番地　ボヌールＳＥＫＩＷＡ14　Ｂ棟202号
債務者　細江　幸雄
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上松健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１１１号

大阪市城東区今福東２丁目７番７号パルハイツ鈴305号室、住民票上の住所大阪市鶴見区鶴見４丁目２番19号
債務者　岡本　敏子（旧姓野上）
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１９７号

大阪府豊中市東豊中町５丁目２番146―105号
債務者　岡　　敬洋
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋田　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部